

特別支援教室構想について

○特別支援教室（仮称）のイメージ（H17答申より）

LD・ADHD・高機能自閉症等を含め、障害のある児童生徒が、原則として通常の学級に在籍し、教員の適切な配慮、ティーム・ティーチング、個別指導や学習内容の習熟に応じた指導などの工夫により通常の学級において教育を受けつつ、必要な時間に特別の指導を受ける教室として、例えば以下のような形態が想定される。いかなる形態の特別支援教室をどのように配置していくかについては、地域の実情、個々の児童生徒の障害の状態、適切な指導及び必要な支援の内容・程度に応じ、柔軟かつ適切に対応することが重要である。

- ・特別支援教室Ⅰ
ほとんどの時間を特別支援教室で特別の指導を受ける形態。
- ・特別支援教室Ⅱ
比較的多くの時間を通常の学級で指導を受けつつ、障害の状態に応じ、相当程度の時間を特別支援教室で特別の指導を受ける形態。
- ・特別支援教室Ⅲ
一部の時間のみ特別支援教室で特別の指導を受ける形態。

○イメージ図

